

令和7年度

事業概要

国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所

目 次

I	事務所の概要.....	1
II	治水事業.....	2
	1. 直轄河川改修.....	3
	2. 直轄総合水系環境整備.....	5
	3. 直轄河川維持修繕.....	6
	4. 直轄堰堤維持.....	7
	5. 紀の川における不法占用対策.....	8
	6. 紀の川の水質.....	9
	7. 紀の川の川づくりの進め方.....	10
III	道路事業.....	14
	1. 国道事業の沿革.....	14
	2. 改築事業.....	18
	3. 道路管理.....	20
	4. 交通安全対策事業.....	25
	5. 無電柱化推進事業.....	28
	6. 老朽化対策.....	30
	7. 脱炭素社会の実現に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進	31

I 事務所の概要

1. 事務所の沿革

年 月	経 緯
大正12年4月	測量事務所 ・紀の川直轄改修に着手 ・和歌山土木出張所（現和歌山商工会議所） 一部借用
大正13年7月	紀の川改修事務所 ・和歌山市嘉家作町（昭和2年1月事務所竣工）
昭和 6年6月	和歌山国道改良事務所 ・国道24号（当時15号）の改良
昭和17年7月	和歌山工事事務所に改称 ・紀の川改修事務所と和歌山国道改良事務所の合併 ・和歌山県庁に移転
昭和20年9月	真砂町池端眼科医院の病室で事業再開
昭和21年1月	旧憲兵隊本部に移転
昭和21年8月	旧軍隊兵舎を改築
平成13年1月	国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所に名称変更
平成15年4月	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に名称変更
平成19年12月	和歌山市西汀丁（現在地）に移転

3. 各課の担当業務

和歌山河川国道事務所	
総務課	受付等の所内総務、庁舎の管理などに関する業務
経理課	工事・業務等の契約、物品の調達、支払等に関する業務
用地課	河川・道路の事業に必要な土地の取得、損失の補償に関する業務
工務第一課	河川の工事の設計等に関する業務
工務第二課	道路の工事の設計等に関する業務
計画課	道路事業の計画、調査・計画に関する業務
品質確保課	工事業務等に関する品質の確保に関する業務
流域治水課	河川の調査、計画、水防、環境整備に関する業務
河川管理課	河川・紀の川大堰の維持管理及び施設操作に関する業務
河川占用調整課	河川の占用等許認可に関する業務
道路管理第一課	道路の占用・乗り入れ・特殊車両の通行許可等に関する業務
道路管理第二課	道路の維持修繕工事の設計等、交通安全対策に関する業務
防災課	防災関係に関する業務、通信設備・建設機械に関する業務

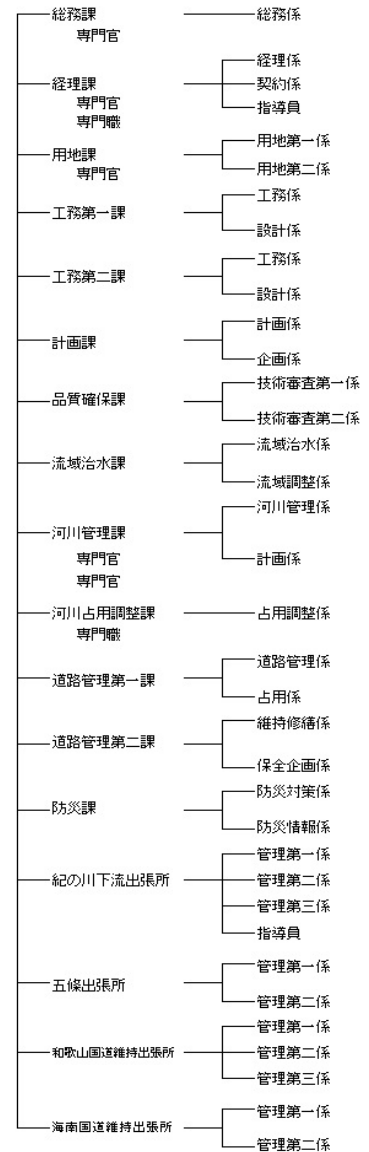
出張所	
紀の川下流出張所	紀の川の工事の施工・監督並びに維持管理や河川使用などの占用に関する業務
五條出張所	紀の川の工事の施工・監督並びに維持管理や河川使用などの占用に関する業務
和歌山国道維持出張所	国道24号・26号の工事等の施工・監督並びに通行規制・道路の占用に関する業務
海南国道維持出張所	国道42号の工事等の施工・監督並びに通行規制・道路の占用に関する業務

2. 事務所の組織

事務所長

副所長(事務)
副所長(河川)
副所長(道路)
副所長(道路)
契約事務管理官
用地対策官
工事品質管理官
事業対策官
事業対策官
総括地域防災調整官
総括保全対策官
保全対策官
占用調整管理官
建設専門官
建設専門官
建設専門官
建設専門官
専門調査官
専門調査官
建設監督官
指導官

(令和7年4月1日現在)

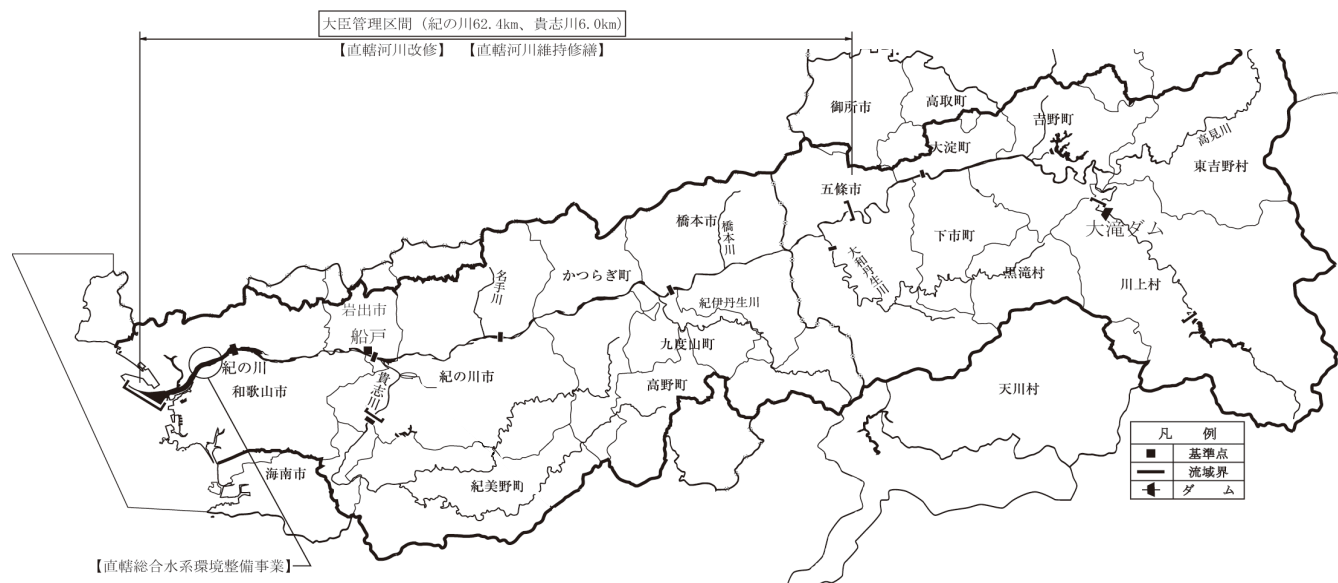


総人員

事務系	35人
技術系	63人
計	98人

II 治水事業

紀の川流域図



紀の川の概要

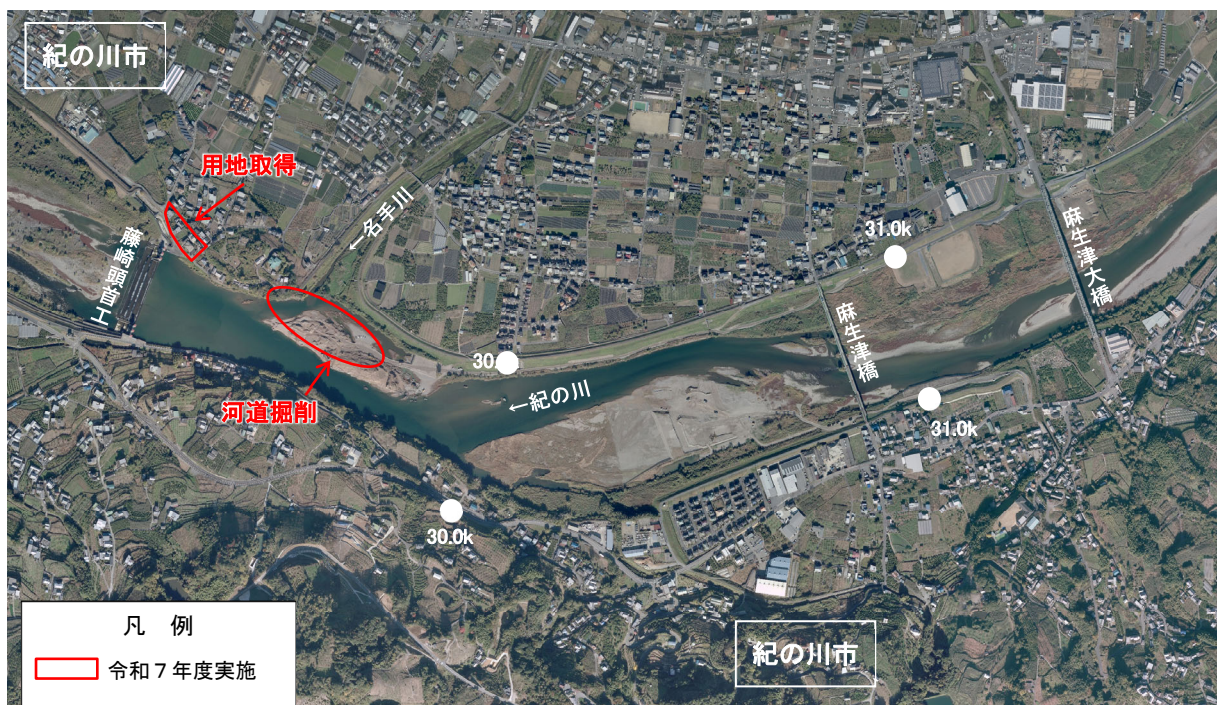
区 分	記 事
流 域 面 積	1,750km ² (山地 1,427km ² 平地 323km ²)
流 路 延 長	幹川 136km 貴志川 59km
計 画 高 水 流 量	基準地点 (船戸) 基本高水流量 16,000m ³ /S 計画高水流量 12,000m ³ /S
大 臣 管 理 区 間 (和歌山河川国道事務所管内)	紀の川 62.4km 貴志川 6.0km 計 68.4km

1. 直轄河川改修

紀の川流域は台風の影響を受けやすく、特に源流の大台ヶ原一帯では南の湿った風の影響を受けるため、雨が多く洪水が発生しやすい。また、紀の川中上流部では、無堤部や狭窄部が点在しており、流下能力が不足しています。

無堤部解消や狭窄部対策を行うことにより流域の洪水に対する安全度を高め、安全で安心して暮らせる社会の形成を図ります。

また、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫しているため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、令和7年度は、藤崎地区（紀の川市）の河道掘削、二見地区（五條市）の築堤等を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。



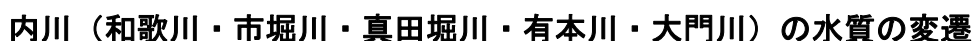
河道掘削（藤崎地区）



築堤（二見地区）

◆ 水環境整備（内川浄化）

和歌山県による浚渫事業、和歌山市による下水道整備事業、国による有本川への導水事業（平成１２年から導水開始）を実施した結果、大門川を除き環境基準を満足するようになりました。



令和2年度に導水の役割分担を取り決めた基本協定（国・県・市）を締結し、導水を開始しました。本導水は協定に基づき、令和8年度まで実施します。



3. 直轄河川維持修繕

①事業の概要

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を安全・確実に発揮させるために、日常的に河川や施設の巡視、点検整備、維持修繕を行います。また、河川に堆積した土砂の除去、繁茂している樹木の伐採を順次実施していきます。

洪水等による災害や水質事故など、緊急時の対応等を行います。

②令和7年度の実施概要

○紀の川・貴志川（大臣管理区間）の堤防点検（除草）と河川内に堆積・投棄されたゴミの除去を実施します。

○樋門・樋管等の操作・点検整備を実施します（115樋門・樋管、3陸閘）。

○樋門の操作に支障をきたさないように、また、水がスムーズに流れるように樋門の水路にたまった土砂を取り除きます。

○水質の自動監視を、船戸及び五條の2地点で実施します。

○水質の定期調査を10地点（環境基準地点4カ所、一般地点6カ所）で実施します。

○堤防点検（除草）により発生した刈草を、堆肥や刈草ロールにして有効利用します。

これまで、刈草は焼却処分や有料処分を行ってきましたが、コスト縮減、煙害・CO₂抑制など、地球環境保全や資源の有効利用を目的に、堆肥や敷草として需要がある畑地や果樹園などで利用して頂けるよう堆肥化や刈草ロール化を実施しています。

<堆肥化・刈草ロール化の工程>



4. 直轄堰堤維持

①事業の概要

紀の川大堰は紀の川河口から約 6.2km の地点に設置した可動堰であり、紀の川下流域の洪水被害の解消を図り、上・工水や農業用水の安定取水を確保すると共に、河川環境保全を図る目的で建設されたものです。

昭和 62 年度に建設工事に着手し、平成 14 年度に本体工事が完了。平成 15 年度から暫定運用。平成 23 年度から建設事業完了に伴い維持管理に移行しています。また、令和 4 年度より紀の川大堰の耐震対策（堰堤改良事業）に着手しています。

紀の川大堰の目的、緒元等は次のとおりです。

- 【治水】 新六ヶ井堰を撤去し、紀の川大堰を設置することによって固定堰における堰上げの発生を無くし、洪水を安全に流下させる河道を確保し、疎通能力を増加させています。
- 【利水】 既得用水（上・工水、農業用水）が安定して取水できるよう、水位の維持を図っています。
- 【環境】 魚類の移動経路を遮断してしまうことがないように、さまざまな魚種に対応した魚道を用意し、アユをはじめとした魚類が遡上しやすい環境を整えています。

○【諸元】	位置	（左岸）和歌山市有本 （距離標 6.2k+70m）	（右岸）和歌山市園部
	型式	可動堰	
	堰長	542m（うち稼働部 369m）	
	放流設備	主ゲート×5 門、流量調節ゲート×2 門、呼び水水路調整ゲート×2 門 左右岸に階段式魚道、人工河川式魚道、デニールボックス付バーチカルスロット式魚道を設置	
	計画高水流量	12,000m ³ /s	
	総貯水容量	290 万 m ³ （うち有効 170 万 m ³ ）	



②令和 7 年度の実施概要

- 紀の川大堰の門柱及び管理橋の耐震対策工事を行います。
- 紀の川大堰の健全性を保ち、洪水時の確実な操作を行うため、ゲート設備及び電気通信設備等の保守点検及び修繕を行います。
- 紀の川大堰の運用における環境への影響を調査するため、各種生物生態調査や地下水の調査を行います。

5. 紀の川における不法占用対策

(1) 不法占用等に対する取り組み

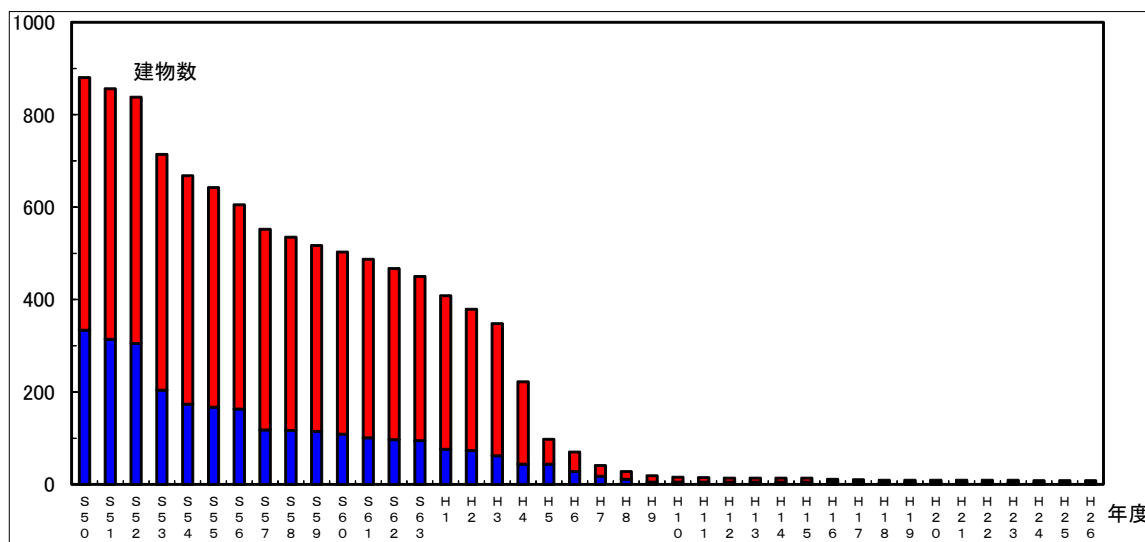
○実施概要

紀の川下流部の環境整備を図るため、下流部不法占拠については、昭和46年に建設省（現国土交通省）・和歌山県・和歌山市の3機関によって「紀の川環境整備対策協議会」を設立、昭和51年には同機関によって「紀の川環境整備推進本部」を発足させ、不法投棄・不法耕作については是正しています。

○令和7年度の実施概要

令和3年度は住居2件、ホームレス問題等が解消されました。引き続き、令和7年度も残された住居等の完全是正に向けて努力すると共に、他の不法占用等については是正に努めます。

紀の川下流部不法占拠建物数推移



紀の川下流部不法占用等撤去実績

(令和7年3月末現在)

棟 別		現在までの撤去数	現在残存数	撤 去 率
住 居	構 造 物	552棟	2棟	99%
住居以外	構 造 物	369棟	3棟	99%
合 計		919棟	5棟	99%
不法耕作等		304,115㎡	5,165㎡	98%

注) 表の数値は昭和46年「紀の川環境整備対策協議会」設立時に確認された案件のみの推移。

6. 紀の川の水質

環境基準

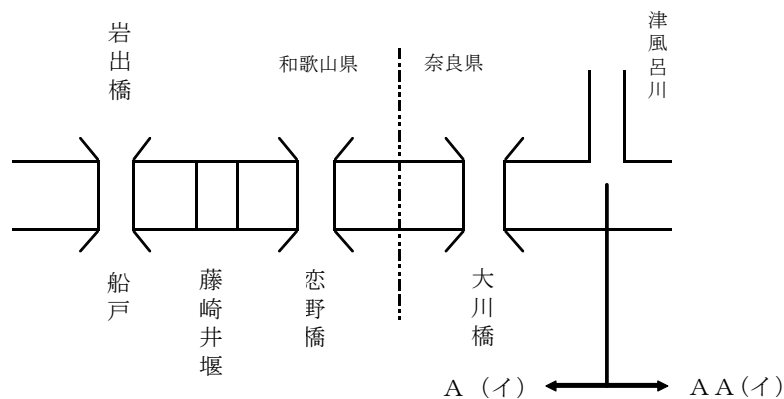
水域の範囲	類型	達成期間	暫定目標	施策	備考
紀の川上流(1) (津風呂川合流点より上流)	A A	イ	—	1.排水規制の強化	
紀の川上流(2) (津風呂川合流点から河口まで)	A	イ	—	2.下水道整備の促進	

(注) A A : 生物化学的酸素要求量 (B O D) 1mg/l 以下

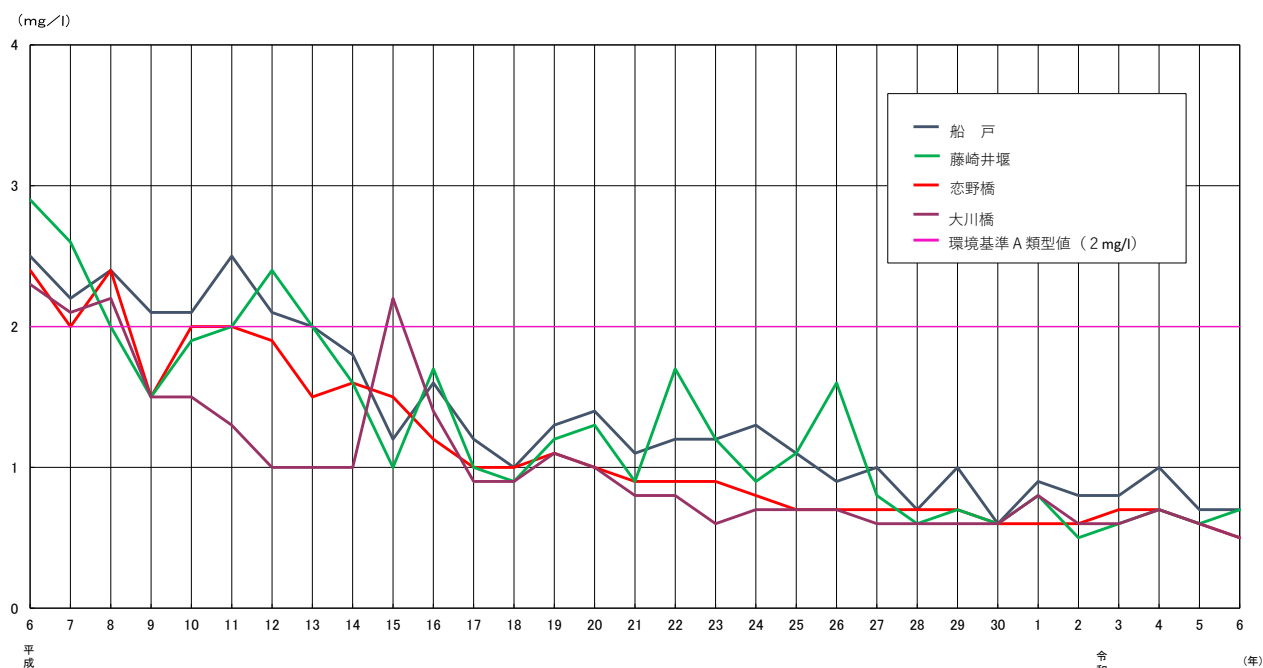
A : " 2mg/l 以下

達成期間イ : 直ちに達成

紀の川水系水質環境基準の類型指定図



紀の川環境基準点の水質 (B O D) 経年変化 (75%値)



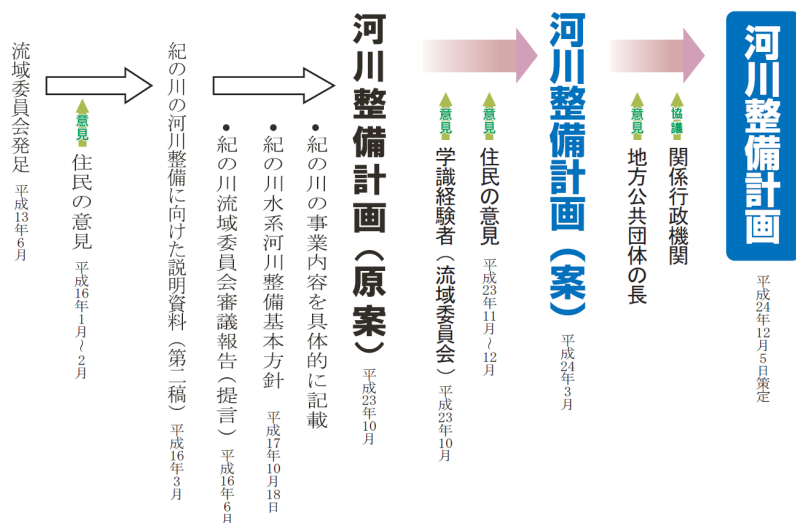
7. 紀の川の川づくりの進め方

◆ 河川整備計画の策定

近畿地方整備局では、今後、概ね30年間における紀の川水系の河川整備内容を取りまとめた「紀の川水系河川整備計画」を平成24年12月5日に策定しました。

計画の策定にあたっては、学識経験者で構成される「紀の川流域委員会」（委員長・中川博次京都大学名誉教授）を平成13年に設置し、22回にわたり紀の川水系の現状と課題、目標、整備内容等について、意見聴取を行いました。

また、住民説明会やアンケート等による関係住民からの意見聴取、和歌山県知事、奈良県知事への意見聴取、関係行政機関の協議を行い、計画を策定しました。



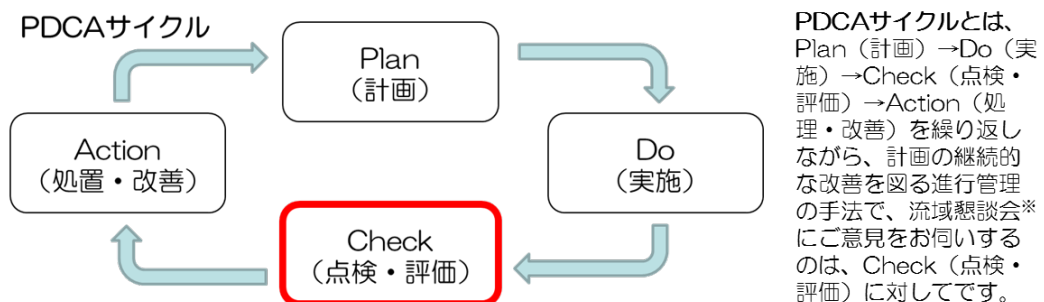
◆ 進捗点検

河川整備計画は、概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行います。

＜紀の川水系河川整備計画 P40より抜粋＞

進捗点検

本計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行う。



※流域懇談会：河川管理者が実施する紀の川水系河川整備計画（国管理区間）に基づく事業の進捗状況や点検結果についてご意見を伺うことを目的に平成25年12月5日に有識者からなる「紀の川流域懇談会」を設置しました。

◆ 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、減災に向けた取組方針を策定し、国、県及び管内市町、気象台等が連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進していくことを目的に設立しました。

紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員	日 時	概 要
和歌山地方気象台長	平成28年6月30日	第1回 紀の川上流部減災対策協議会 (協議会設立、水害リスクの共有)
奈良地方気象台長	平成28年9月26日	第2回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組方針の策定)
和歌山県 県土整備部長	平成29年6月28日	第3回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組状況)
奈良県 県土マネジメント部長	令和1年6月5日	第4回 紀の川上流部減災対策協議会 (紀の川上流部の減災に係る取組方針の見直し及び取組状況)
かつらぎ町長	令和2年5月29日	第5回 紀の川大規模氾濫に関する減災対策協議会 (上下流合同書面開催) (紀の川上下流部の減災に係る取組方針の取組状況)
九度山町長	令和3年6月7日	第6回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況について、次期 5 箇年の紀の川上下流部の取組方針について)
橋本市長	令和4年6月9日	第7回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況、減災対策に関する取り組み事例について)
五條市長	令和5年6月12日	第8回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川下流部協議会規約の改正について、紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長	令和6年6月12日	第9回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部工務部長		
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長		
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長		

紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員	日 時	概 要
和歌山地方気象台長	平成28年6月23日	第1回 紀の川下流部減災対策協議会 (協議会設立、水害リスクの共有)
和歌山県 県土整備部長	平成28年9月12日	第2回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組方針の策定)
和歌山市長	平成29年6月21日	第3回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組状況)
海南市長	令和1年6月6日	第4回 紀の川下流部減災対策協議会 (紀の川下流部の減災に係る取組方針の見直し及び取組状況)
紀の川市長	令和2年5月29日	第5回 紀の川大規模氾濫に関する減災対策協議会 (上下流合同書面開催) (紀の川上下流部の減災に係る取組方針の取組状況)
岩出市長	令和3年6月7日	第6回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況について、次期 5 箇年の紀の川上下流部の取組方針について)
紀美野町長	令和4年6月9日	第7回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川上下流部の減災に係る取組状況、減災対策に関する取り組み事例について)
西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長	令和5年6月12日	第8回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川下流部協議会規約の改正について、紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部工務部長	令和6年6月12日	第9回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 (紀の川(上下流部)の減災に係る取組状況について)
和歌山電鐵株式会社 鉄道部長		
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長		
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長		

◆ 紀の川流域における浸水対策検討会

平成 29 年 10 月の前線や台風 21 号による降雨により、紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげていくことを目的に設立しました。

浸水対策のとりまとめ（第 5 回）を以て、検討会としての区切りを付けました。今後は、各機関において、対策メニューを事業計画等に反映し、流域治水協議会や減災対策協議会の場において相互に連携し、ハード・ソフト一体的な対策の推進、フォローアップ、自治体支援等を実施していきます。

紀の川流域における浸水対策検討会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員
和歌山市長
岩出市長
紀の川市長
かつらぎ町長
九度山町長
橋本市長
五條市長
和歌山県 県土整備部長
奈良県 県土マネジメント部長
近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長

日 時	概 要
平成30年1月26日	第1回 浸水対策検討会 (検討会設立、台風21号の被害状況の共有)
平成30年11月27日	第2回 浸水対策検討会 (各機関の取組内容、浸水対策検討方針の確認)
令和1年10月4日	第3回 浸水対策検討会 (各機関の取組内容、新六箇井堰に関する調査状況)
令和2年5月29日	第4回 浸水対策検討会 (平成29年台風21号を踏まえた浸水対策の検討状況、新六箇井堰に関する調査状況、令和2年度の各機関の主な取組)
令和3年3月22日	第5回 浸水対策検討会 (平成29年台風21号を踏まえた浸水対策（案）、紀の川流域治水プロジェクトについて、今後の対応について)

◆ 紀の川流域治水協議会

気候変動による水災害リスク増大に備えるため、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が共同して、流域全体で行う治水対策「流域治水」へ転換し、流域全体で実施すべき治水対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していく必要があります。

そのため和歌山河川国道事務所では、紀の川流域において流域治水を計画的に推進するため、「紀の川流域治水協議会」を設置し、「紀の川水系流域治水プロジェクト」を策定しております。

紀の川流域治水協議会 構成員及びこれまでの開催状況

構 成 員	日 時	概 要
和歌山県 危機管理部長 和歌山県 農林水産部長 和歌山県 県土整備部長 奈良県 危機管理監 奈良県 環境森林部長 奈良県 県土マネジメント部長 和歌山市長 海南市長 紀の川市長 岩出市長 紀美野町長 かつらぎ町長 九度山町長 高野町長 橋本市長 五條市長 東吉野村長 川上村長 吉野町長 黒滝村長 大淀町長 下市町長 近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター和歌山水源林整備事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター奈良水源林整備事務所長 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長	令和2年9月10日 令和2年9月14日 令和2年12月18日 令和3年3月15日 令和4年3月22日 令和5年6月12日 令和6年3月13日 令和7年3月14日	第1回 紀の川流域治水協議会 (協議会設立、流域治水プロジェクトについて) 第2回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクト案、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方・流域治水の制度・対策事例について情報共有) 第3回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトのとりまとめ方針について) 第4回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトとりまとめ) 第5回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトの更なる拡充について) 第6回 紀の川流域治水協議会（書面開催） (水害リスクマップの紹介について、流域治水プロジェクトについて) 第7回 紀の川流域治水協議会 (流域治水プロジェクトについて、流域治水の自分事化について) 第8回 紀の川流域治水協議会 (規約の改定について、流域治水プロジェクトについて)
オ ブ ザ ー バ ー		
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局長 奈良県食農部長 気象庁和歌山地方気象台長 近畿地方環境事務所環境対策課長		

Ⅲ 道路事業

1. 国道事業の沿革

(1) 国道 24 号

①一次改築事業

- ・昭和 37 年度 全線の一次改築事業完成

②岩出バイパス（紀の川市黒土～岩出市中迫、6.5km）

- ・昭和 42 年度 事業着手
- ・昭和 52 年度 全線暫定 2 車線開通
- ・昭和 61 年度 4 車線化事業着手
- ・昭和 63 年 2 月 全線 4 車線開通

③和歌山バイパス（岩出市備前～和歌山市鳴神、12.4km）

- ・昭和 45 年度 和歌山IC 関連事業着手
⇒和歌山市出島～和歌山市鳴神（2.1km）
- ・昭和 50 年度 バイパス部事業着手
⇒岩出市備前～和歌山市出島（10.3km）
- ・昭和 56 年 3 月 和歌山IC 関連開通
- ・昭和 61 年 10 月 田屋地区暫定開通（1.1km）
- ・昭和 63 年 10 月 和歌山市川辺～小豆島間暫定 2 車線開通（2.6km）
- ・平成元年 3 月 和歌山市川辺～永穂間 4 車線開通（1.3km）
- ・平成 5 年 7 月 全線暫定 2 車線（一部 4 車線）開通
- ・平成 9 年 10 月 岩出市畑毛～和歌山市中筋日延間 4 車線開通（3.3km）
- ・平成 11 年 6 月 和歌山市永穂～小豆島間 4 車線開通（1.5km）
- ・平成 17 年 4 月 和歌山市小豆島～田屋間 4 車線開通（0.5km）
- ・平成 19 年 7 月 全線 4 車線開通

④橋本道路（橋本市隅田町真土～橋本市高野口町大野、11.3km）

- ・平成元年度 事業着手
- ・平成 18 年 4 月 部分開通（橋本IC～高野口IC 間、5.6km）
- ・平成 18 年 6 月 部分開通（奈良・和歌山県境～橋本東IC 間、0.8km）
- ・平成 19 年 8 月 全線暫定 2 車線開通

⑤紀北東道路（橋本市高野口町大野～紀の川市神領、16.9km）

- ・平成 5 年度 事業着手
- ・平成 24 年 4 月 部分開通（高野口IC～紀北かつらぎ IC 間、4.0km）
- ・平成 26 年 3 月 全線暫定 2 車線開通

⑥紀北西道路（紀の川市神領～和歌山市弘西、12.2km）

- ・平成 9 年度 事業着手
- ・平成 27 年 9 月 部分開通（紀の川IC～岩出根来IC 間、5.7 km）
- ・平成 29 年 3 月 全線暫定 2 車線開通

⑦大和街道環境整備（橋本市古佐田～橋本市東家、1.0km）

- ・平成 13 年度 事業着手
- ・平成 29 年 3 月 事業完成

(2) 国道 26 号

①第二阪和国道 和歌山北バイパス（和歌山市大谷～和歌山市元寺町、2.2km）

- ・昭和 63 年度 事業着手
- ・平成 15 年 4 月 暫定開通（和歌山市大谷～和歌山市元寺町、2.2km）
- ・平成 25 年 3 月 事業完成

②第二阪和国道 和歌山岬道路

（大阪府泉南郡岬町深臼～和歌山県和歌山市大谷、7.2km）

- ・平成 19 年度 事業着手
- ・平成 26 年度より浪速国道事務所で施工
- ・平成 27 年 9 月 部分開通（大谷ランプ～平井ランプ、1.8 km）
- ・平成 29 年 4 月 全線暫定 2 車線開通

(3) 国道 42 号

①一次改築事業

- ・昭和 40 年度 全線の一次改築事業完成

②有田バイパス（有田市初島町弓場～有田市宮崎町古江見、3.1km）

- ・昭和 45 年度 事業着手
- ・昭和 58 年度 有田市港町～有田市宮崎町古江見間供用（2.4km）
- ・昭和 61 年度 全線開通

③海南IC 関連事業

- ・昭和 46 年度 事業完成

④太平洋自転車道設置（有田市内、3.9km）

- ・昭和 50 年度 事業着手
- ・昭和 53 年度 事業完成

⑤毛見拡幅（和歌山市毛見、0.7km）

- ・昭和 59 年度 事業着手
- ・平成 6 年度 事業完成

⑥湯浅御坊道路（有田川町明王寺～御坊市野口、19.4km）

- ・昭和 59 年度 事業着手
- ・平成 2 年度 日本道路公団施工区間（2.4km）受託
- ・平成 6 年 7 月 有田IC～広川IC 区間開通（6.4km）
- ・平成 8 年 3 月 全線供用（広川IC～御坊IC 区間開通、13.0km）

⑦冷水拡幅（しみず 海南市冷水～かいなん 海南市藤白、1.1km）

- ・平成 19 年度 事業着手
- ・令和 4 年 3 月 部分開通（かいなん 海南市冷水～しみず 海南市藤白間、0.7 km）

⑧有田海南道路（ありだ 有田市野～しみず 海南市冷水、9.4km）

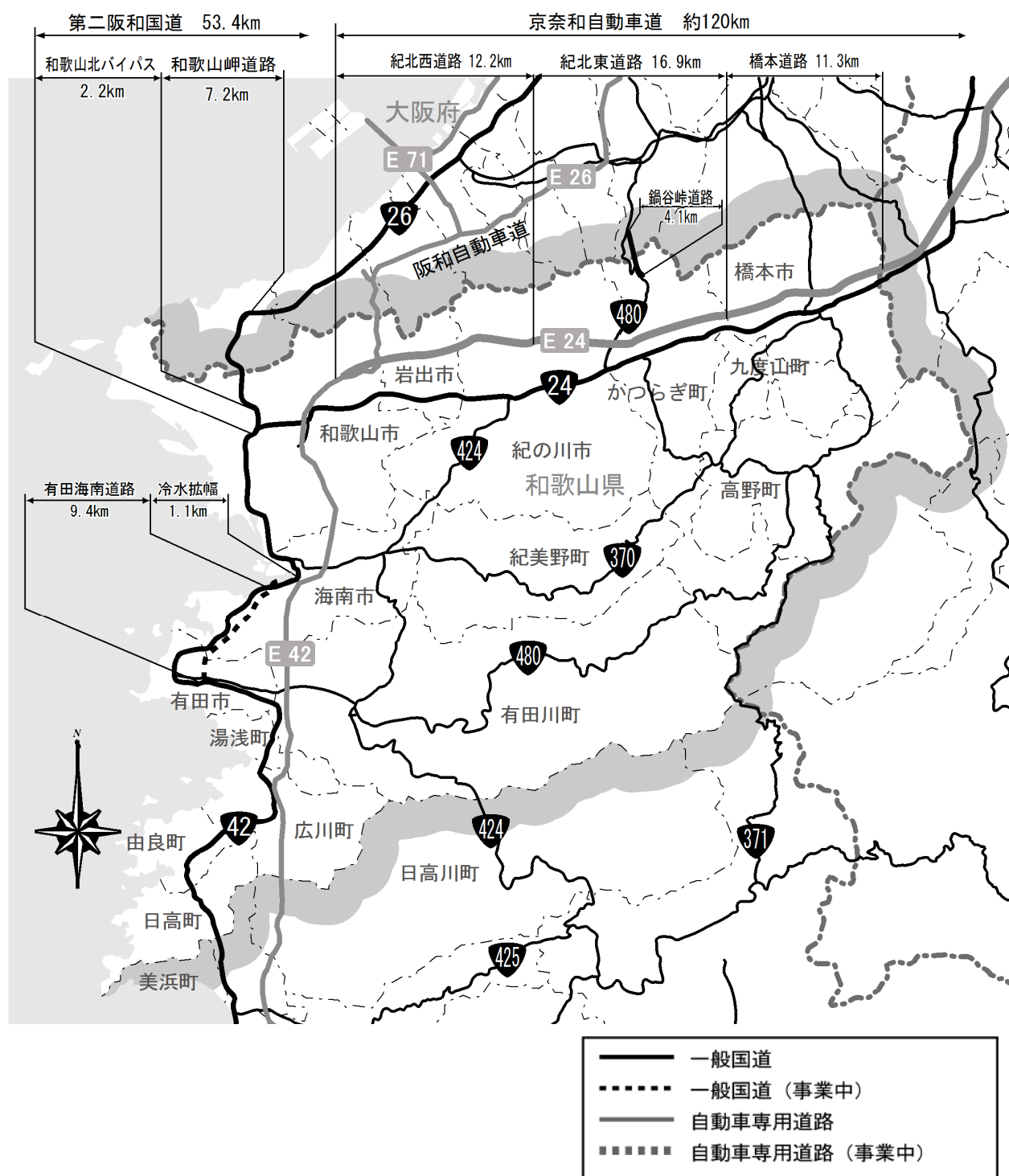
- ・平成 20 年度 事業着手
- ・令和 5 年 2 月 部分開通（ありだ 有田市野～ありだ 有田市新堂 0.2 km）

（4）国道 480 号

①鍋谷峠道路（なべたにとうげ 大阪府和泉市父鬼町～いと 和歌山県伊都郡かつらぎ町平、4.1km）

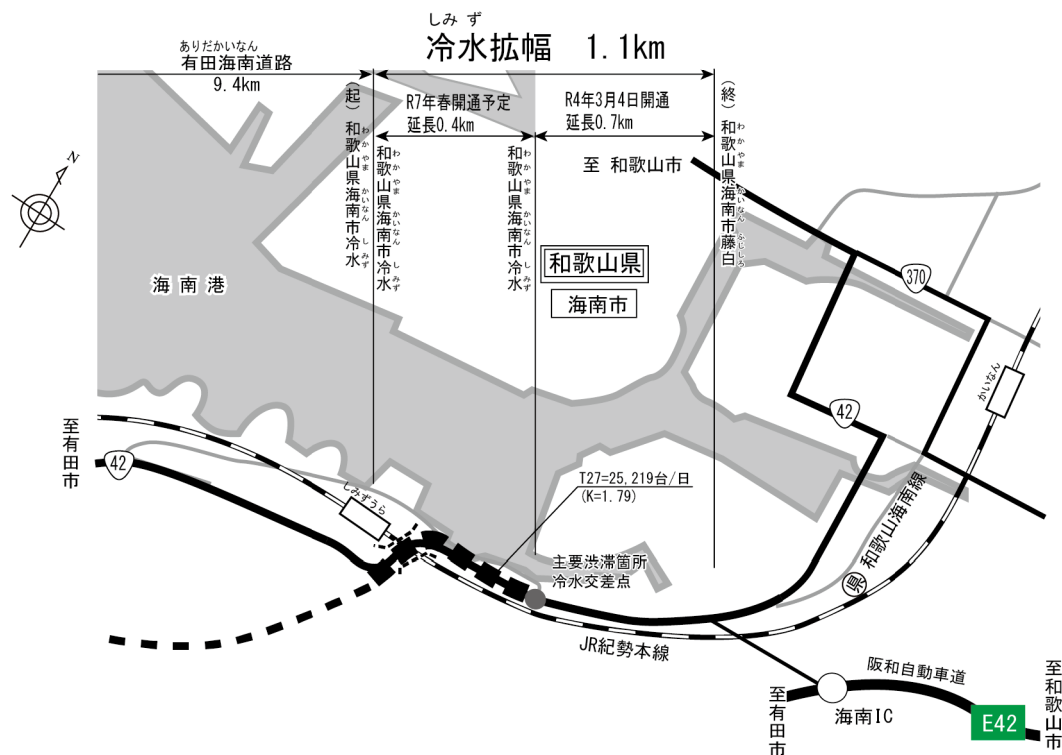
- ・平成 20 年度 事業着手
- ・平成 26 年度より浪速国道事務所で施工
- ・平成 29 年 4 月 全線開通

和歌山河川国道事務所管内 幹線道路網図



2. 改築事業

(1) 国道 42 号 冷水拡幅



1) 事業概要

国道 42 号冷水拡幅は、海南市冷水から海南市藤白に至る現道拡幅事業であり、交通混雑の緩和、交通事故の減少を図ると共に、有田及び海南生活圏の連携強化、地域の活性化を目的とする道路です。

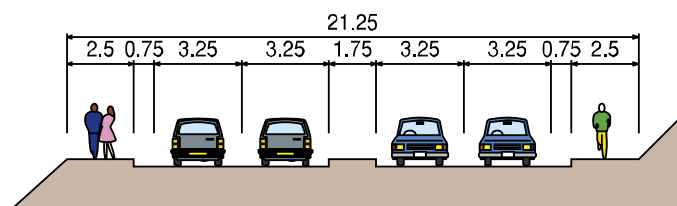
計画諸元

区 間	自：海南市冷水 至：海南市藤白
構 造 規 格	第3種第2級
設 計 速 度	60km/h
延長・幅員	延長：1.1km 幅員：21.25m
車 線 数	4車線

事業経緯

平成 19 年 度	事業着手
平成 20 年 3 月	都市計画決定
平成 23 年 度	工事着手

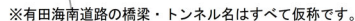
標準断面図[単位:m]



2) 令和 7 年度事業概要

令和 7 年度は、R7 春全線開通を目指し、調査設計、改良工事、舗装工事を推進します。

ありだかいなん

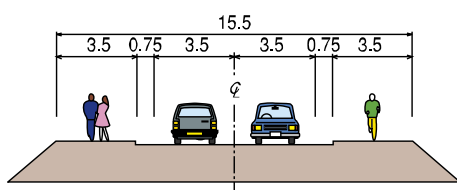


国道 42 号^{ありだかいなん}有田海南道路は、国道 42 号^{ありだ}和歌山県有田市から同県海南市^{かいなん}の区間（2 車線）において発生している朝夕の通勤時間帯の交通混雑の緩和（主要渋滞箇所 6 箇所）を目的としたバイパスです。

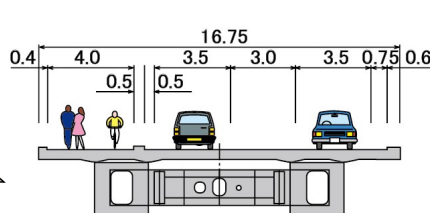
区 間	自： ありだの 有田市野 至： かいなん しみず 海南市冷水
構 造 規 格	第3種第2級
設 計 速 度	60km/h
延長・幅員	延長：9.4km 幅員：15.5m
車 線 数	2車線

平成 20 年 3 月	都市計画決定
平成 20 年度	事業着手
平成 27 年度	工事着手

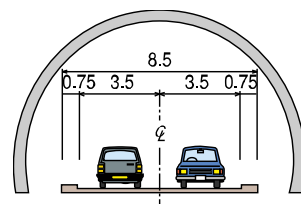
一般部



橋梁部



トンネル部



令和7年度は、調査設計、用地取得、移設補償、改良工事、橋梁上下部工事、トンネル工事、舗装工事を推進します。

3. 道路管理

○管理路線と管理区間

和歌山河川国道事務所で管理路線及び管理区間は下表のとおりです。

管理路線と管理区間

(令和7年4月1日現在) (単位：m)

管理路線		管理区間		延長	担当出張所管理延長	
					和歌山国道	海南国道
国道 2 4 号		起点	橋本市隅田町真土字戸立 368 番 1	50, 617	50, 617	
		終点	和歌山市小松原通 1 丁目 2 番			
国道 2 4 号 和歌山 B P ※		起点	和歌山市出島字小松原 104 番 1	2, 100	2, 100	
		終点	和歌山市鳴神字砂 1014 番 1			
京奈和自動車道	橋本道路	起点	橋本市隅田町真土字大尾 496 番 1	11, 320	11, 320	
		終点	橋本市高野口町大野字平山口 1408 番 1			
	紀北東道路	起点	橋本市高野口町大野字平山口 1408 番 1	16, 900	16, 900	
		終点	紀の川市神領字才ノ神 168 番 1			
	紀北西道路	起点	紀の川市神領字才ノ神 168 番 1	12, 200	12, 200	
		終点	和歌山市弘西字太山 1305 番 7			
国道 2 6 号 (国道 2 4 号重複)		起点	泉南郡岬町孝子 909 番 1	7, 207 (2, 375)	7, 207 (2, 375)	
		終点	和歌山市小松原通 1 丁目 2 番			
国道 4 2 号		起点	日高郡日高町大字荊木字町之坪 125 番	56, 973		56, 973
		終点	和歌山市小松原通 1 丁目 2 番			
有田海南道路		起点	有田市野字北地 168 番 1 地先	215		215
		終点	有田市新堂字天神 239 番 1 地先			
		合 計		155, 157	97, 969	57, 188

※和歌山BPは和歌山IC関連事業区間のみ

管理路線の内訳

(令和7年4月1日現在) (単位：km)

管理 路線	延長				橋梁延長	トンネル延長	DID 延長	規制 区間	管理担当出張 所
	2車線	4車線	5車線 以上	計					
24	72.4 (40.4)	19.8	0.9	93.1 (40.4)	13.5 (10.9)	4.4 (4.4)	10.7	- (40.4)	和歌山国道 維持出張所
26	2.9 (2.9)	1.9	0	4.8 (2.9)	1.8 (0.1)	0.6 (0.6)	1.9	-	和歌山国道 維持出張所
42	44.3	10.8	2.1	57.2	1.8	2.7	12.9	6.0 3.3	海南国道 維持出張所
計	119.6 (43.3)	32.5	3.0	155.1 (43.3)	17.1 (11.0)	7.7 (5.0)	25.5	49.7 (40.4)	

※() の内書は、自動車専用道路区間

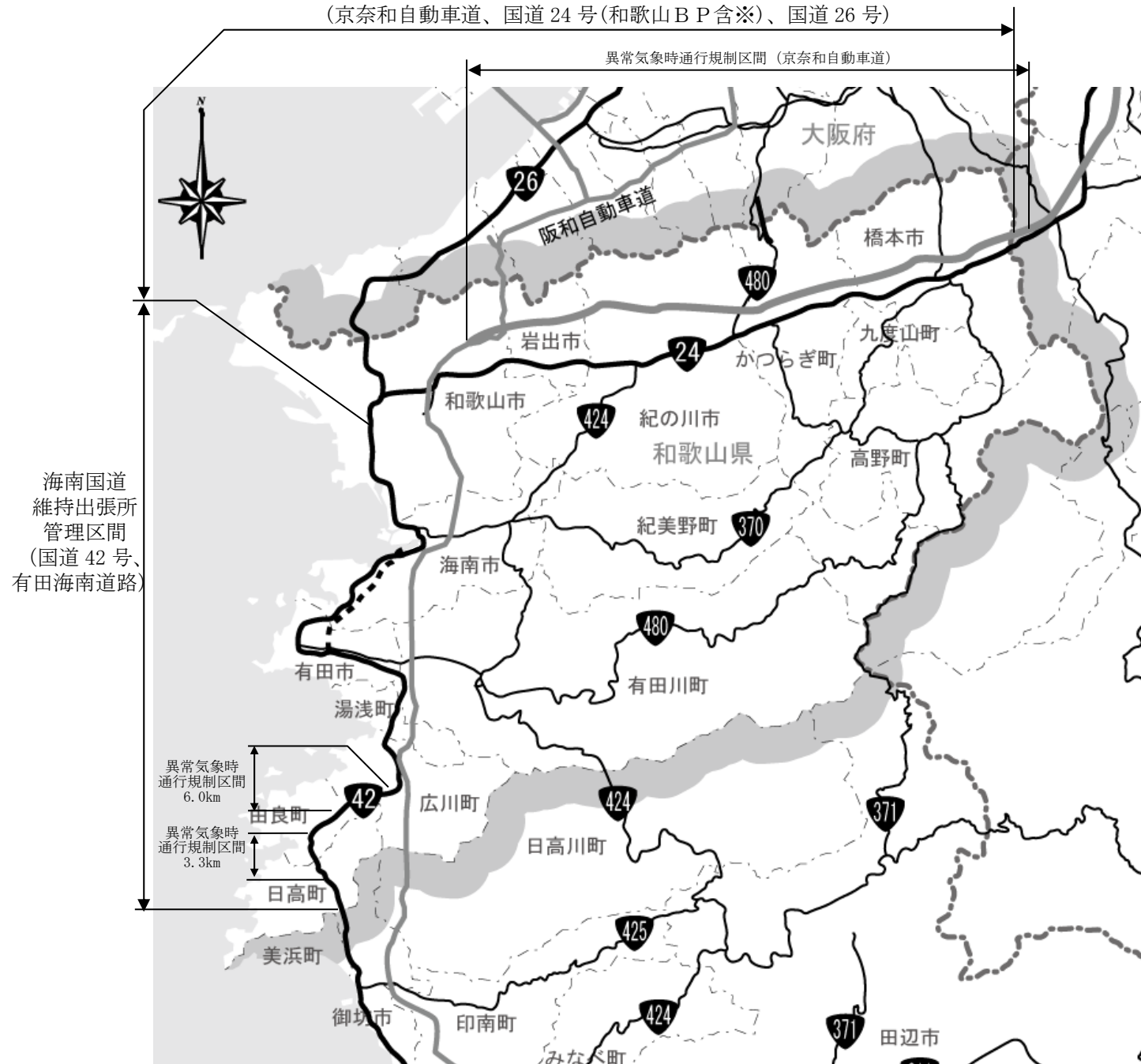
○異常気象時通行規制区間

京奈和自動車道、国道42号では、連続降雨量等に応じた通行規制区間（異常気象時通行規制区間）を下表のとおり設定しています。

管理路線	異常気象時 通行規制区間	延長 (km)	規制条件（通行止め）	
			基準値	雨量観測所
京 奈 和 自動車道	五条西 IC ～高野口 IC	12.7	連続雨量 210mm	テレメーター橋本 IC (橋本市市脇)
			組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm/h	
	高野口 IC ～紀北かつらぎ IC	4.0	連続雨量 210mm	テレメーター高野口 IC (橋本市高野口町大野)
			組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm/h	
	紀北かつらぎ IC ～紀の川 IC	12.9	連続雨量 210mm	テレメーター紀の川東 IC (紀の川市粉河)
			組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm/h	
	紀の川 IC ～岩出根来 IC	5.7	連続雨量 210mm	テレメーター紀の川 IC (紀の川市神領)
			組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm/h	
	岩出根来 IC ～和歌山 JCT	6.5	連続雨量 210mm	雄の山気象観測局 (和歌山市湯屋谷)
			組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm/h	
国道 42 号	日高郡日高町池田 ～日高郡由良町里	3.3	連続雨量 240mm	テレメーター日高 (日高郡日高町池田)
	日高郡由良町畑 ～有田郡広川町河瀬	6.0	連続雨量 240mm	テレメーター河瀬 (有田郡広川町河瀬)

和歌山国道維持出張所管理区間
(京奈和自動車道、国道 24 号(和歌山 B P 含※)、国道 26 号)

異常気象時通行規制区間(京奈和自動車道)



○暮らしを守る道路管理

維持管理

道路の路面損傷状況や構造物の異常等を発見するために日常的に道路パトロールを実施するとともに、24 時間体制による道路情報管理を実施し、道路情報板等による道路情報の提供や、和歌山河川国道事務所のホームページや国道 24 号の道の駅「紀の川万葉の里」（和歌山県かつらぎ町内）にある歴史街道 i センター、国道 24 号京奈和自動車道の道の駅「かつらぎ西」においても道路情報の提供を行っています。

また、橋梁点検車などの特殊な車両による橋梁のひび割れ・破損の点検や路面陥没を未然に防ぐための探査を行い、安全な道路の維持に努めています。

万一、災害や事故が起こった際に、迅速な復旧活動が行えるよう、対策本部車や夜間の復旧作業を支援する照明車などを備え、常に万全の体制を整えています。

道路敷地の管理

道路区域の決定・変更や道路敷地の境界明示・確定を通して、道路敷地の適正な管理を行っています。当事務所が管理している国道の境界明示などに関わる申請を受け付けています。

道路に関する許認可事務

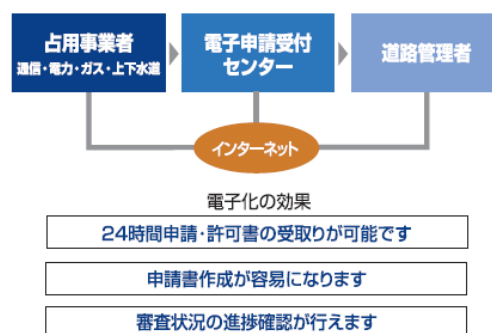
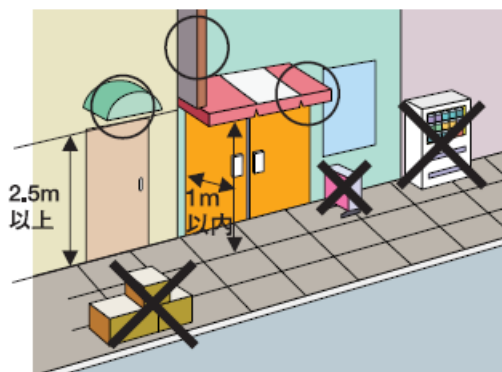
- ・道路の占用許可・請願工事の許認可

電気、通信、ガス、上下水道などのライフラインや道路上に突き出す看板などを設置する場合の道路の占用許可、沿道の車両乗り入れ構造の変更に伴う施工の承認などの許認可を行い、道路の適切な利用に取り組んでいます。歩道に直接置く看板やはみ出した自動販売機など、通行の妨げになるものの設置は禁止されています。

《道路占用システム》

道路占用許可の申請をする場合、「道路占用システム」をご利用いただければ、直接窓口に向くことなく、職場、自宅のパソコンから道路管理者へ申請することができます。

(URL) <https://www.doro-senyo.go.jp/top/>

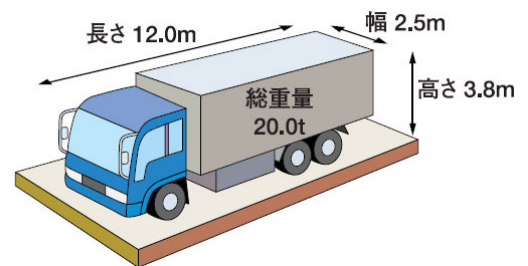


- ・特殊車両の許認可

道路の損傷や他の交通の妨げの原因となる一定の大きさを超える車両（特殊車両）には、重量や高さ、幅などの一定の制限が設けられています。この制限を超えて道路を通行しようとする車両に対し「特殊車両通行許可申請」の許認可と取り締まりを実施し、適正な管理を進めています。

(URL) <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

※ただし、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路については、総重量または高さの制限値が別途定められています。



ボランティア・サポート・プログラム

清掃用具等の支給により、国道の清掃・美化活動に取り組むボランティア活動を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」を進めております。

4. 交通安全対策事業

歩道等の整備

歩道が設置されていない、または、歩行空間が十分確保できていない箇所など歩行者が危険な状況である箇所において、安全・快適に通行できる空間を確保するために、歩道及び自転車歩行者道の設置を行います。

・令和7年度実施事業

○国道24号

穴伏地区歩道整備事業

0.2 km (和歌山県紀の川市)

○国道42号

由良町中～畑地区歩道整備事業

1.6 km (和歌山県日高郡由良町)

名島地区歩道整備事業

0.4 km (和歌山県有田郡湯浅町)

糸我地区歩道整備事業

0.3 km (和歌山県有田市糸我)

黒江地区歩道整備事業

0.1 km (和歌山県海南市)

和歌浦地区歩道整備事業

0.4 km (和歌山県和歌山市)

和歌浦口地区歩道整備事業

0.3 km (和歌山県和歌山市)

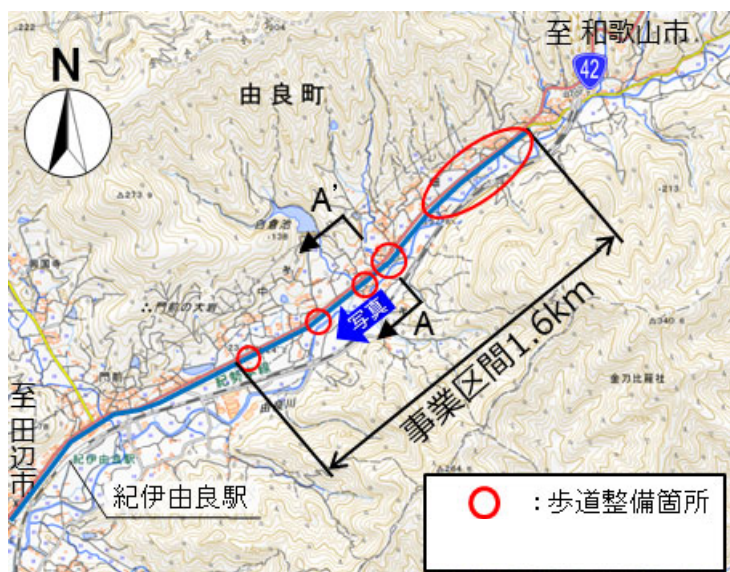
《歩道等の整備の主な事例》

国道42号由良町中～畑地区歩道整備事業

由良町中から畑地区の国道42号は、由良中学校や紀伊由良駅を利用する高校生の通学路として利用されていますが、歩道が不連続な状況となっており、歩道がある箇所でも幅員が狭いため、安全で安心に通行できる歩道を整備します。

令和7年度は、調査・設計、工事を行います。

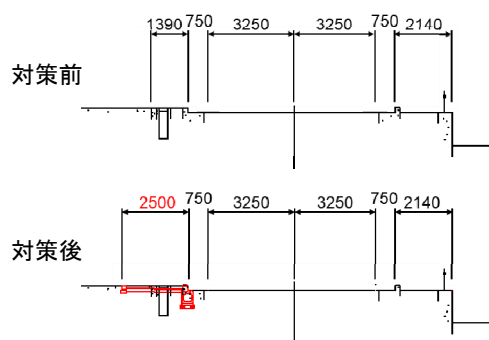
【平面図】



【現地状況】



【A-A' 断面】



交差点改良

交通事故の多い交差点において、交通事故の削減を目的に、右折レーンを設置するなどの改良を行います。

・令和7年度実施事業

○国道42号

もりさき
森崎交差点改良事業

1箇所（和歌山県ありだゆあさちよう
有田郡湯浅町）

たかまつ
高松交差点改良事業

1箇所（和歌山県わかやま
和歌山市）

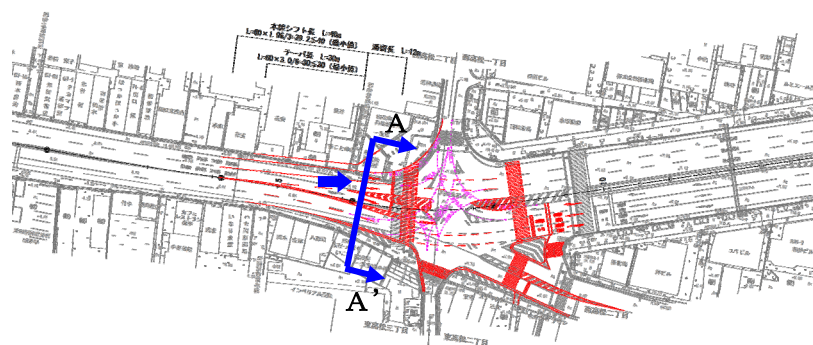
《交差点改良の主な事例》

国道42号高松交差点改良事業

当該箇所は、国道と市道の5差路平面交差点であり、国道直進車が渋滞に起因する追突事故が発生している状況であり、右折車線を増加（交差点の車線構成見直し）し、右折車両の滞留空間を確保することで渋滞の緩和、追突事故の防止を図ります。

令和7年度は、調査・設計、工事を行います。

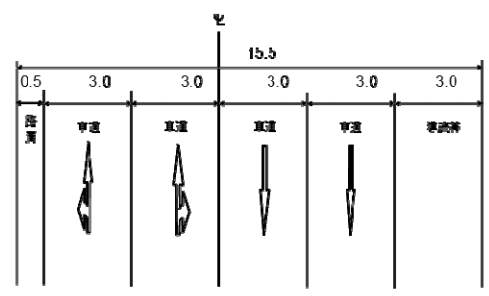
【平面図】



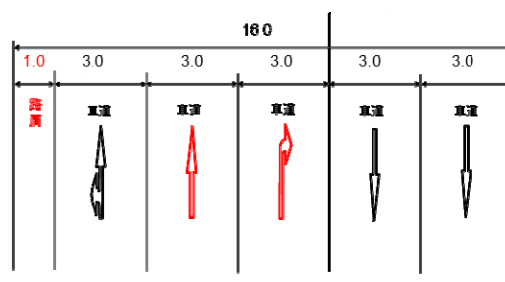
【現地状況】



【対策前 A-A' 断面】



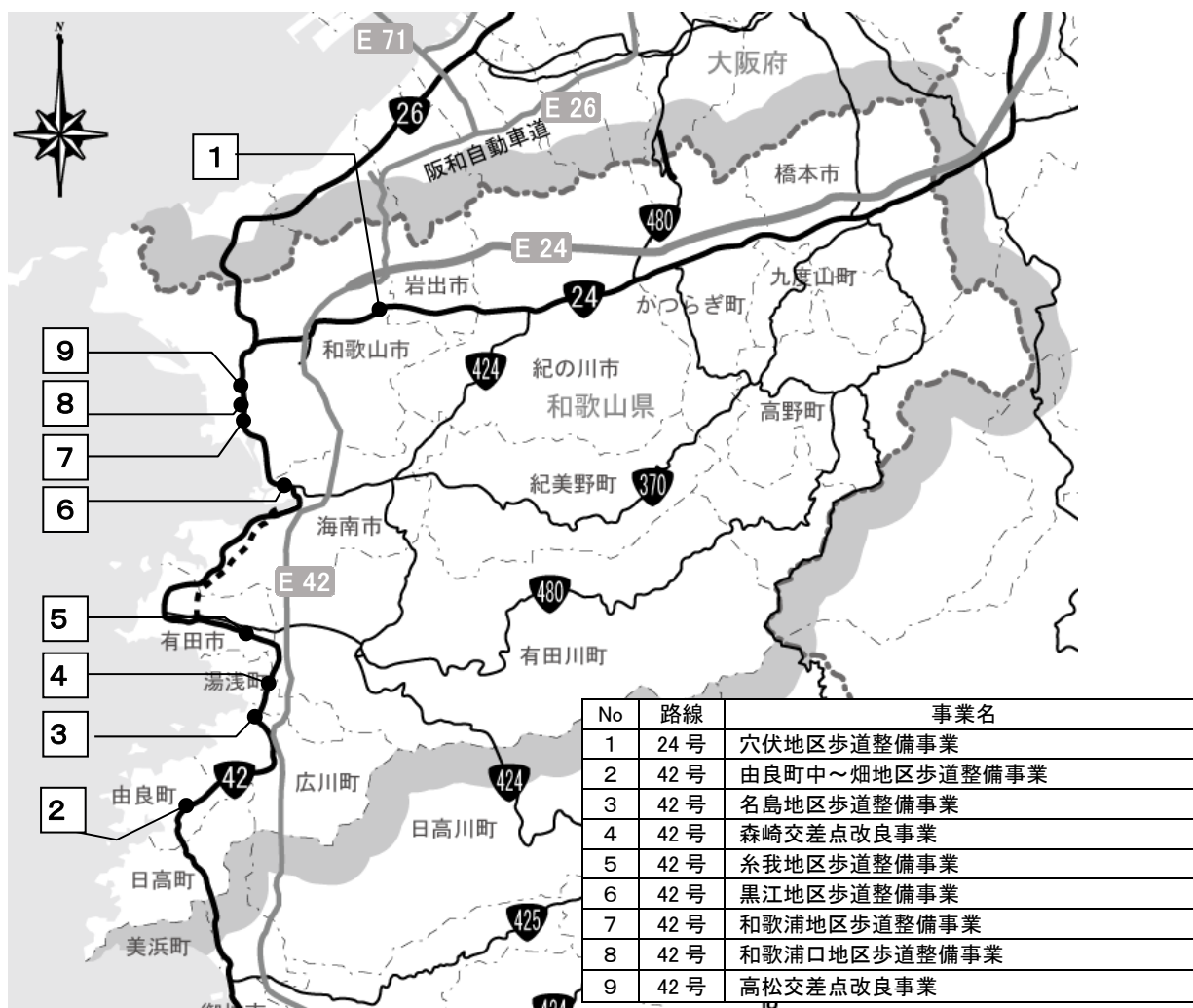
【対策後 A-A' 断面】



区画線・自転車走行空間の整備

交通事故の削減を目的に、車両運転者を誘導する区画線の整備を行います。

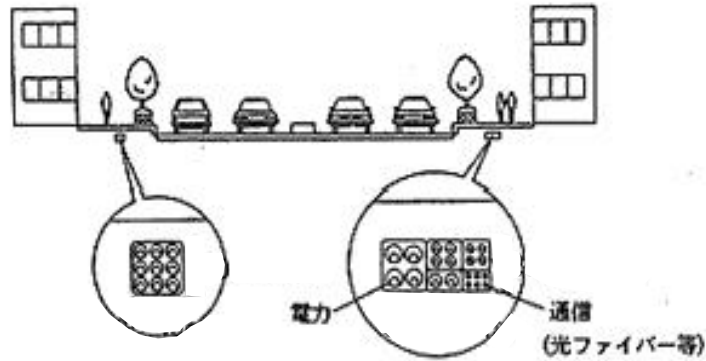
交通安全事業実施予定位置図



5. 無電柱化推進事業

災害の防止や安全で快適な歩行空間の確保、景観の向上等に資することを目的とし、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝の整備により、道路から電柱を無くす事業です。

電線共同溝（CCBOX）〔電力、通信、CATV等〕



収容空間のイメージ図

・令和7年度実施事業

○国道24号

栗栖^{くるす}電線共同溝

1. 6 km (和歌山県和歌山市^{わかやま})

○国道42号

藤白^{ふじしろ}電線共同溝

2. 1 km (和歌山県海南市^{かいなん})

築地^{つきじ}電線共同溝

1. 6 km (和歌山県海南市^{かいなん})

津屋^{つや}電線共同溝

1. 4 km (和歌山県和歌山市^{わかやま})

和歌浦東^{わかうらひがし}電線共同溝

1. 4 km (和歌山県和歌山市^{わかやま})

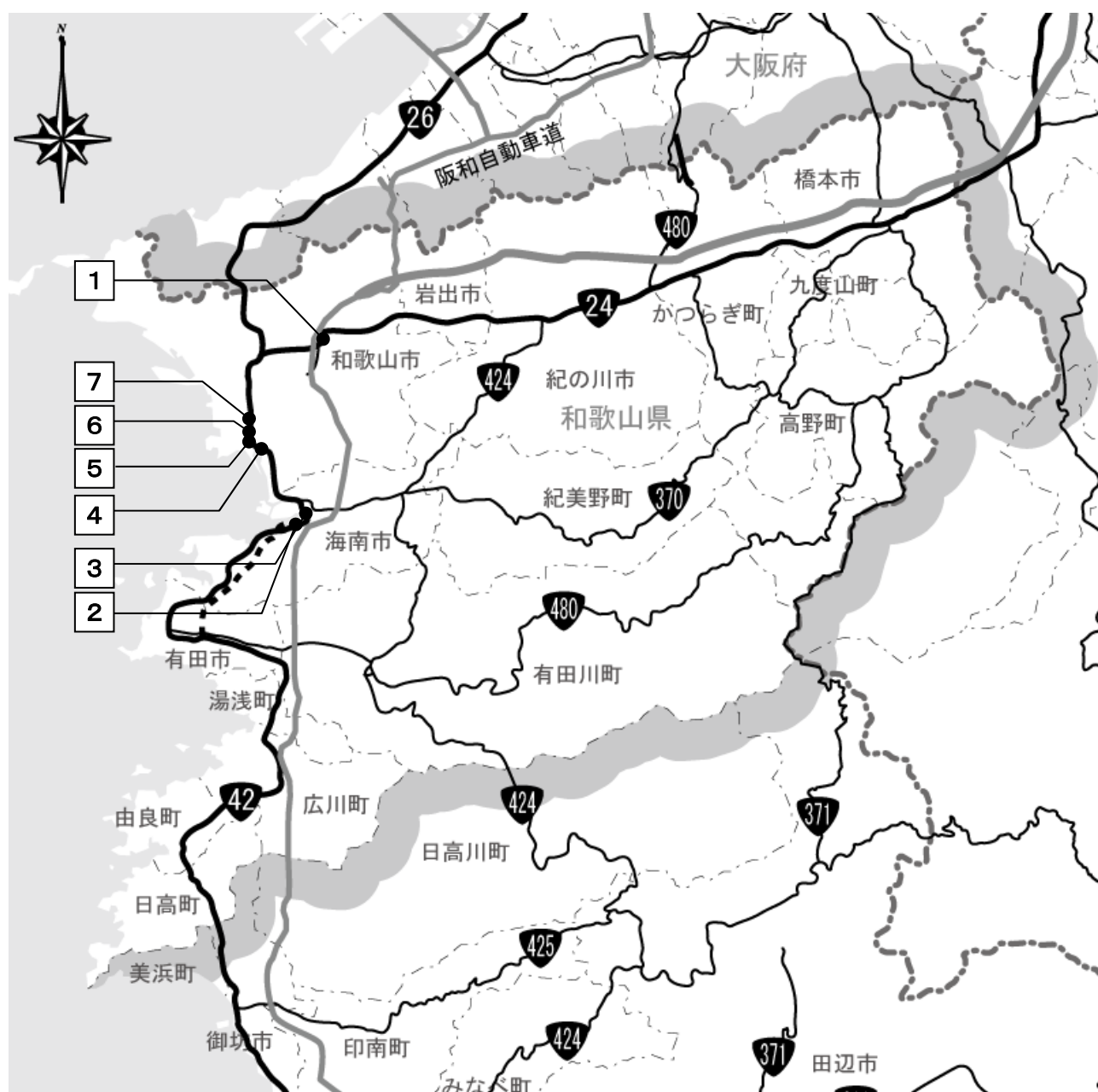
和歌浦^{わかうら}電線共同溝

1. 5 km (和歌山県和歌山市^{わかやま})

秋葉町^{あきばちょう}電線共同溝

1. 1 km (和歌山県和歌山市^{わかやま})

電 線 共 同 溝 事 業 実 施 予 定 位 置 図



No	路線	事業名
1	24 号	栗栖電線共同溝
2	42 号	藤白電線共同溝
3	42 号	築地電線共同溝
4	42 号	津屋電線共同溝
5	42 号	和歌浦東電線共同溝
6	42 号	和歌浦電線共同溝
7	42 号	秋葉町電線共同溝

6. 老朽化対策

今後、老朽化した道路橋・トンネルが急増することを踏まえ、損傷が深刻化してから対策を行う事後保全から、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故の発生や大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に転換し、橋梁・トンネル等の長寿命化に取り組んでいます。

橋梁補修

・令和7年度実施事業

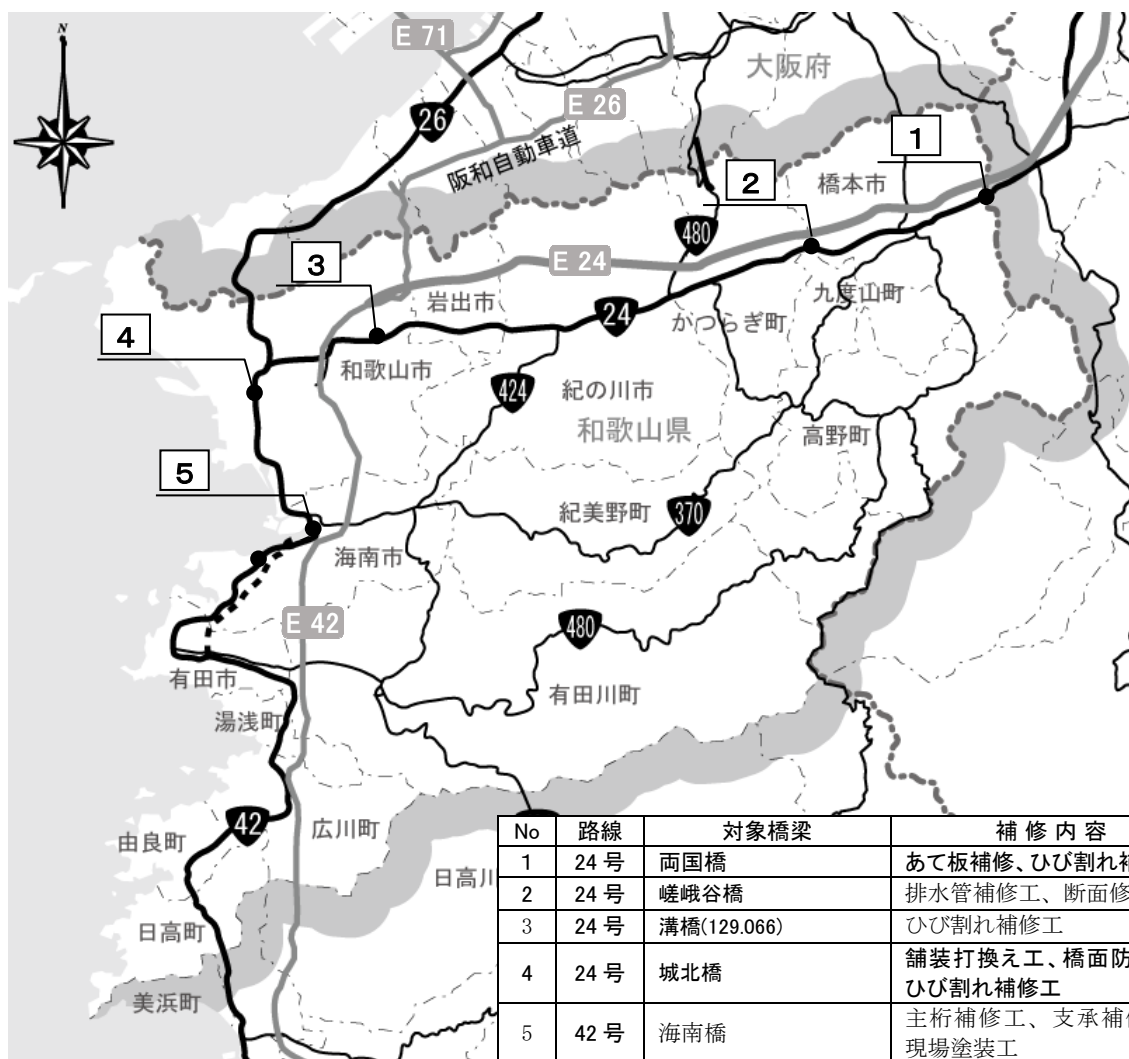
国道24号

りょうごくばし
両国橋
さがたにばし
嵯峨谷橋
みぞばし
溝橋(129.066)

国道42号

じょうほくばし
城北橋
かいなんばし
海南橋

補修工事実施予定箇所



7. 脱炭素社会の実現に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進

太陽光パネルの設置

2050年カーボンニュートラル実現に向けてさらに太陽光発電を活用するため、情報通信機能や電源を安定的に確保するなど、大規模災害発生時においても道路管理者が適切に災害対応を行えるよう道路空間を活用した太陽光発電施設の整備を進めます。

令和5年度は国道24号 京奈和自動車道 かつらぎ西P Aで太陽光発電装置の設置を行いました。



かつらぎ西P A



太陽光発電装置外観

トンネル照明LED化

令和3年に国道42号塩津第一トンネル、塩津第三トンネル、観音崎トンネル、令和6年に国道42号鯉川トンネルのLED化を実施。夜間あるいは明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図るため計画的に管内道路照明のLED化を推進します。



観音崎トンネル



塩津第一トンネル

和歌山河川国道事務所



和歌山河川国道事務所	〒640-8227 和歌山市西汀丁16番 TEL073-424-2471
紀の川下流出張所	〒640-8390 和歌山市有本462 TEL073-424-7231
五條出張所	〒637-0071 五條市二見3-690-13 TEL0747-22-3161
和歌山国道維持出張所	〒640-8306 和歌山市出島33 TEL073-471-2010
海南国道維持出張所	〒642-0028 海南市幡川90 TEL073-482-2712

和歌山河川国道事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>

道路緊急ダイヤル
全国共通
電話番号 **#9910**

道路の異常を発見したらお知らせ下さい

落下物 落石 雪崩 路面の穴ぼこ 道路施設の破損 など

※運転中の通話は道路交通法により禁止されています。安全な場所に停車してからのご連絡をお願いします。